

鳥取県立高等学校  
教育課程編成・実施の手引き

平成23年6月

鳥取県教育委員会

## 目 次

第1章	学習指導要領改訂の要点	
第1節	学習指導要領改訂の経緯	1
第2節	改訂の基本方針	1
第3節	改訂の要点	
1	教育課程編成の一般方針	1
2	教育課程の編成・実施について	2
3	各教科・科目の履修に関して特に改訂されたもの	5
4	学校設定教科・科目について配慮すべき事項等	5
5	「総合的な学習の時間」について配慮すべき事項等	6
6	特別活動の履修について配慮すべき事項	7
第2章	教育課程の編成・実施にかかわる考え方	
第1節	教育課程編成の手順	
1	教育課程編成の手順	8
2	生徒の実態把握の工夫	9
第2節	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	
1	選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成	10
2	各教科・科目等の内容等の取扱い	11
3	学校の創意工夫を生かし、調和のとれた指導計画の作成	12
4	単位制の趣旨を生かした教育課程の編成	13
5	職業教育について配慮すべき事項	14
6	専門教育を主とする学科において配慮すべき事項	16
7	総合選択制において配慮すべき事項	17
8	総合学科において配慮すべき事項	17
9	定時制・通信制において配慮すべき事項	18
10	教育課程実施上の配慮すべき事項	
(1)	言語活動の充実	20
(2)	自己の在り方生き方に関する教育の充実	21
(3)	基礎・基本の充実	23
(4)	学校・生徒の実態に応じた学習指導方法の工夫	23
(5)	指導の評価と改善	25
(6)	就業やボランティア活動にかかわる体験的な学習	26
(7)	道徳教育	27
(8)	国際理解教育	29
(9)	情報教育	30
(10)	人権教育	31
(11)	環境教育	32
(12)	家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流	33

### 第3章 専門教育に関する各教科・科目の標準単位数（基準）

第1節 高等学校	・・・34
第2節 特別支援学校高等部	・・・36

### 第4章 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のガイドライン

第1節 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間のガイドライン	
1 〔国語〕	・・・37
2 〔地理歴史〕	・・・41
3 〔公民〕	・・・45
4 〔数学〕	・・・49
5 〔理科〕	・・・52
6 〔保健体育〕	・・・57
7 〔芸術〕	・・・61
8 〔外国語〕	・・・68
9 〔家庭〕	・・・72
10 〔情報〕	・・・75
11 〔総合的な学習の時間〕	・・・78
第2節 主として専門学科において開設される各教科・科目のガイドライン	
1 〔農業〕	・・・92
2 〔工業〕	・・・101
3 〔商業〕	・・・105
4 〔水産〕	・・・109
5 〔家庭〕	・・・112
6 〔情報〕	・・・114
7 〔福祉〕	・・・118
8 〔理数〕	・・・122
9 〔体育〕	・・・125
10 〔音楽〕	・・・127
11 〔美術〕	・・・128
12 〔英語〕	・・・129
第3節 特別活動のガイドライン	・・・130

# 第1章

## 学習指導要領改訂の要点

平成23年6月

鳥取県教育委員会

# 第1章 学習指導要領改訂の要点

## 第1節 学習指導要領改訂の経緯(総則解説P 1～2)

### 1 PISA調査など各種の調査から見られる、我が国の児童生徒の課題

- (1) 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題。
- (2) 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題。
- (3) 自分への自身の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題。

### 2 教育基本法の改正(平成18年12月22日公布)

これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、時代の変化と共に大切になっている理念等を明確にし、今日求められる教育の目的・目標を明示して、

- ① 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間
- ② 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民
- ③ 我が国の伝統と文化を基盤として、国際社会を生きる日本人の育成を目指す。

### 3 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月)における提言

- (1) 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂を行うこと。
- (2) 「生きる力」という理念の共有を図ること。
- (3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図ること。
- (4) 思考力・判断力・表現力等の育成を図ること。
- (5) 確かな学力を確立するために必要な授業時間数を確保すること。
- (6) 学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ること。
- (7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を図ること。

### 4 新高等学校学習指導要領の公示(平成21年3月9日)

- (1) 平成22年度から、総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動を先行実施。
- (2) 平成24年度入学生から年次進行により、数学、理科及び理数の各教科・科目について先行実施。
- (3) 平成25年度入学生から年次進行により、総則、その他の各教科・科目を実施。

## 第2節 改訂の基本方針(総則解説P 3)

教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき改訂を行った。

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること
  - ① 知識基盤社会の時代においてますます重要となっている生きる力という理念を継承。
  - ② 生徒の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和の取れた育成を重視。
  - ③ 教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神の尊重、環境の保全への寄与、伝統と文化の尊重、などが規定されたことを踏まえ、内容を充実。
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
  - ① 各教科において基礎的・基本的な技術・技能の習得を重視。
  - ② 知識・技能の活用を図る学習活動の充実。
  - ③ 思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語に関する能力を各教科等で育成。
- (3) 道徳教育や体育の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること
  - ① 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、全体計画の作成を規定。
  - ② 公民科や特別活動において、人間としての在り方生き方に関する学習の充実。
  - ③ 学校における食育の推進や安全に関する指導を新たに規定。

## 第3節 改訂の要点

### 1 教育課程編成の一般方針(第1章総則第1款)

### (1) 教育課程編成の原則(第1章総則第1款の1)

各学校においては、法令、学習指導要領、県教育委員会規則に示すところに従い、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や社会の実態、課程や学校の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行わなければならない。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

### (2) 道徳教育(第1章総則第1款の2)

高等学校における道徳教育は、発達の段階を考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の基本精神に基づき、未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、道徳的実践力を高めるよう配慮して指導する必要がある。

### (3) 体育・健康に関する指導(第1章総則第1款の3)

体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。特に、食育の推進、体力の向上に関する指導、安全に関する指導、心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。また、それらの指導を通して、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

### (4) 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導(第1章総則第1款の4)

地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行い、それらを通じて、勤労の尊さや創造することの喜びの体得、望ましい勤労観、職業観の育成、社会奉仕の精神の涵養を図ることが必要である。

## 2 教育課程の編成・実施について(第1章総則第5款)

教育課程の編成・実施に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

### (1) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成(第1章総則第5款の1)

#### ① 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

生徒の卒業までの学習計画に系統性、計画性、継続性を持たせるために、類型を設ける場合、類型における各教科・科目の配列に当たって、生徒の特性、進路等に応じた適切な教科・科目の履修ができるような配慮が必要である。

#### ② 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

生徒の特性、進路等の多様化に対応した教育を行うためには、多様な教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修できるようにすることが必要であるが、教育課程の類型を設ける場合にも、類型において履修させることになっている教科・科目以外の教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することができる教科・科目を設けることが必要である。

#### ③ 教育課程の類型

教育課程の類型は、生徒の全学年を通して、系統的、計画的、組織的に各教科・科目を履修させることができるという点において教育効果が期待できるが、生徒の自由な選択を制限する一面があることに配慮して、それぞれの類型について、そのねらい、各教科・科目の構成と特徴、進路との関わり等について適切なガイダンスを行うとともに、類型を選択した後に、別の類型に移行することを希望した場合にも対応できるよう配慮する必要がある。

### (2) 各教科・科目等の内容等の取扱い(第1章総則第5款の2)

今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必修教科・科目の趣旨(共通性)と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大(多様性)とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の単位数を原則として改訂前より増加させないこととしている。

学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必修科目については、すべての高校生が共通に履修する共通必修科目として「国語総合」、「数学Ⅰ」、及び「コミュニケーション英語Ⅰ」を設け、教育課程の共通性を高めている。

また、総合的な学習の時間についても、教育課程の編成において各学科に共通して設定すべきものであることを踏まえ、共通教科・科目を同じ表の中で標準単位数を示している。

各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数については、次の表のとおりである。

表

各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数

改訂				従前			
教科	科目	標準単位数	必修科目	教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	国語表現	3	○2単位まで減可	国語	国語表現Ⅰ	2	○
	国語総合	4			国語表現Ⅱ	2	
	現代文A	2			国語総合	4	
	現代文B	4			現代文	4	
	古典A	2			古典	4	
	古典B	4			古典講読	2	
地理 歴史	世界史A	2	○	地理 歴史	世界史A	2	○
	世界史B	4			世界史B	4	
	日本史A	2			日本史A	2	
	日本史B	4			日本史B	4	
	地理A	2			地理A	2	
	地理B	4			地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は 「倫理」・「政治・ 経済」	公民	現代社会	2	「現代社会」又は 「倫理」・「政治・ 経済」
	倫理	2			倫理	2	
	政治・経済	2			政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可	数学	数学基礎	2	○
	数学Ⅱ	4			数学Ⅰ	3	
	数学Ⅲ	5			数学Ⅱ	4	
	数学A	2			数学Ⅲ	3	
	数学B	2			数学A	2	
	数学活用	2			数学B	2	
						数学C	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人 間生活」を 含む2科目 又は 基礎を付し た科目を3 科目	理科	理科基礎	2	○  2科目 (「理科基礎」 「理科総合A」 又は 「理科総合B」 を少なくとも 1科目含む)
	物理基礎	2			理科総合A	2	
	物理	4			理科総合B	2	
	化学基礎	2			物理Ⅰ	3	
	化学	4			物理Ⅱ	3	
	生物基礎	2			化学Ⅰ	3	
	生物	4			化学Ⅱ	3	
	地学基礎	2			生物Ⅰ	3	
	地学	4			生物Ⅱ	3	
	理科課題研究	1			地学Ⅰ	3	
		地学Ⅱ	3				
保健 体育	体育	7～8	○	保健 体育	体育	7～8	○
	保健	2			保健	2	
芸術	音楽Ⅰ	2	○	芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2			音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2			音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2			美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2			美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2			美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2			工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2			工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2			工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2			書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2			書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2			書道Ⅲ	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎			2	○2単位まで減可	
コミュニケーション英語Ⅰ		3	オーラルコミュニケーションⅡ	4			
コミュニケーション英語Ⅱ		4	英語Ⅰ	3			
コミュニケーション英語Ⅲ		4	英語Ⅱ	4			
英語表現Ⅰ		2	リーディング	4			
英語表現Ⅱ		4	ライティング	4			
英語会話		2					
家庭	家庭基礎	2	○	家庭	家庭基礎	2	○
	家庭総合	4			家庭総合	4	
	生活デザイン	4			生活技術	4	
情報	社会と情報	2	○	情報	情報A	2	○
	情報の科学	2			情報B	2	
					情報C	2	
総合的な学習の時間		3～6	○2単位まで減可				

**(3) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項(第1章総則第5款の3)**

地域や学校、課程や学科の特色、生徒の特性等を考慮して、具体的な指導計画を作成し、各教科・科目の目標やねらいを実現するため、各教科・科目等相互の関連を図り、発展的、系統的な指導を行うとともに、指導の順序、重点の置き方などに適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにする必要がある。

また、学校や生徒の実態等に応じ、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図り、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることが必要である。

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育については、目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にし、全教師が協力して展開するため、全体計画を作成する。

**(4) 職業教育に関して配慮すべき事項(第1章総則第5款の4)**

今回の改訂では、キャリア教育や就業体験の一層の推進を促している。

**① 普通科における職業科目の履修**

普通科における職業科目の履修については、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが必要である。

**② 職業学科における配慮事項**

職業学科における職業科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するとともに、網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に科目を選択して履修させることが大切である。

**③ 就業体験の機会の確保**

学校においては、体系的なキャリア教育を推進するとともに、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等と十分な連携・協力を図り、就業体験を適切に実施できるよう十分に配慮する必要がある。

**(5) 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項(第1章総則第5款の5)**

教育課程の実施等に当たっては次の事項に留意する必要がある。

① 各教科・科目等の指導に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、生徒の言語活動の充実を図ること。

② 学校の教育活動全体を通じて、生徒の特性等の把握し、その伸長を図るとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成するためのガイダンス機能の充実を図ること。

③ 生徒が主体的に判断、行動し自己を生かしていけるよう生徒指導の充実を図ること。

④ 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育を推進すること。

⑤ 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れること。

⑥ 各教科・科目等の指導に当たっては、学校や生徒の実態に応じ、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

⑦ 学習の遅れがちな生徒については、各教科・科目の選択、内容の取扱いなどの必要な配慮を行い、生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

⑧ 障がいのある生徒については、内容の取扱いなどの必要は配慮を行い、指導や支援についての計画を個別に作成することにより、個々の生徒の障がいの状態等に応じた、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

⑨ 海外から帰国した生徒については、学校生活への適応を図り、外国における生活体験を生かす指導を行うこと。

⑩ 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるための学習活動を充実し、教材・教具の適切な活用を図ること。

⑪ 学校図書館の計画的な利用や機能を活用し、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。

⑫ 生徒のよい点や進歩の状況の積極的な評価とともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすこと。

⑬ 部活動については、学校教育活動の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

⑭ 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態に応じて、家庭や地域社会との連携を深め、学校間や他校種間の連携や交流を図り、障がいのある幼児児童生徒との交流や共同学習、高齢者などとの交流の機会を設けること。



### 3 各教科・科目の履修に関して特に改訂されたもの(第1章総則第3款)

各教科について、従前は、普通教育に関する教科と専門教育に関する教科とに分けられていたが、今回の改訂では、それぞれを各学科に共通する教科(共通教科)と主として専門学科において開設される教科(専門教科)に分けられている。

#### (1) 必履修教科・科目

- ① 国語、数学及び外国語の各教科の必履修科目については、すべての高校生が共通に履修する共通必履修科目「国語総合」、「数学Ⅰ」、「コミュニケーション英語Ⅰ」が設けられた。
- ② 共通必履修科目の単位数については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮して、特に必要な場合には、2単位まで減じることが可能である。
- ③ 必履修教科・科目の最低合計単位数は、各課程・学科とも31単位である。【従前同様】
- ④ 理科については、物理、化学、生物、地学の4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要となった。

#### (2) 専門学科における各教科・科目

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、25単位以上である。【従前同様】

#### (3) 総合学科における各教科・科目

- ① 「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とする。【従前同様】
- ② 「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設する。【従前同様】

#### (4) 卒業までに履修・修得させる単位数

各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の計は、74単位以上でなければならない。  
【従前同様】

### 4 学校設定教科・科目について配慮すべき事項等(第1章総則第2款4、5)

#### (1) ねらいと内容

平成11年の改訂において、学習指導要領に示す教科・科目以外の教科・科目については、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じて、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成できるよう、名称、目標、内容、単位数等を各学校において定めるものとし、これらの教科・科目を「学校設定教科」及び「学校設定科目」と称することとしており、今回の改訂においても同様としている。

#### (2) 本県で設置されているもの

本県ですでに設置されている「学校設定教科・科目」(従前の「その他の教科・科目」含む)については、教育委員会で年度毎に「鳥取県立高等学校学校設定教科・科目一覧」してまとめ、各学校に送付し他の学校でも活用することができる。

#### (3) 学校設定教科・科目の例

- ① 国語に属するもの…「現代語研究」「ことばの研究」「ドラマ」
- ② 地理歴史に属するもの…「比較文化」「郷土史」「地域研究」
- ③ 公民に属するもの…「時事研究」「総合研究」「NIE」
- ④ 数学に属するもの…「数学理解」「数学応用」「ベーシック数学」
- ⑤ 理科に属するもの…「地球環境」「地域の自然」「基礎実験講座」
- ⑥ 保健体育に属するもの…「レクリエーション指導Ⅰ」「スポーツトレーナー基礎」
- ⑦ 芸術に属するもの…「創作書道」「演奏」「デッサン」
- ⑧ 外国語に属するもの…「中国語Ⅰ」「ハンゲル」「基礎英語理解」
- ⑨ 農業に属するもの…「地域環境」「環境分析」「スペースデザイン」
- ⑩ 工業に属するもの…「応用環境化学」「自動車実習Ⅰ」「木造建築」
- ⑪ 商業に属するもの…「商業演習」「コミュニケーション情報」「ビジネス実習」
- ⑫ 水産に属するもの…「マリンスタディー」
- ⑬ 家庭に属するもの…「ボランティア基礎」「くらしの生活学」「リビングインテリア」
- ⑭ 情報に属するもの…「アプリケーション活用」
- ⑮ 理数に属するもの…「サイエンスセミナー」
- ⑯ 体育に属するもの…「基礎スポーツ」「トレーニング理論」
- ⑰ 音楽に属するもの…「保育音楽」
- ⑱ 教科「総合」に属するもの…「マルチベーシックⅠ」「キャリア基礎」
- ⑲ 教科「産業」に属するもの…「産業基礎」

#### (4) 各学校における学校設定教科・科目の設置及び廃止の手続き(資料参照)

## 5 「総合的な学習の時間」について配慮すべき事項等(第1章総則第4、5款)

### (1) 改訂の要点

#### ① 目標及び内容の改善

- ・今回の改訂においては、総合的な学習の時間の特質や目指すところを目標として示し、この時間において育成する生徒の資質や能力及び態度を明確にした。
- ・目標は、従前から示されていたねらいの(1)及び(2)を踏まえながら、これまでも大切にしてきた「探究的な学習」を行うことや、「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成した。なお、この目標は、総合的な学習の時間において国が示す目標であり、各学校は創意工夫ある取組を行いつつも、総合的な学習の時間を通して実現することが求められる目標である。その上で、国が示す目標を踏まえ、より具体的な目標や内容は、各学校において定めることを明確に示した。

#### ② 内容の取扱いの改善

- ・探究的な学習としての充実。
- ・学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複の改善。
- ・体験活動と言語活動の充実。

#### ③ 授業時数の設定から単位数の履修への改善

#### ④ 総合的な学習に時間の標準単位数を3～6単位であると明確化。

(従前は、卒業までに105～210単位時間を標準)

#### ⑤ 道徳教育との関連

### (2) 総合的な学習の時間の単位の認定

- ① 総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。
- ② 各学校の同じ学科内においては、原則として同じ単位数の学習活動を行う必要がある。
- ③ 各教科・科目やホームルーム活動の授業のように、年間35週行うことを標準とはしていない。(総則第4款の1)。したがって、卒業までの各年次のすべてにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能。また、一定の時数を週ごとに割り振り、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能。
- ④ 各教科・科目と基本的に同様。生徒の学習の成果が満足できると認められる場合には、単位の修得を認定する。
- ⑤ 学校外活動の単位認定を行うことはできないので、必ず学校での授業時数に組む必要があり、単にレポート提出や長期休業中の課題等で替えることはできない。

### (3) 総合的な学習の時間と課題研究等との代替

- ① 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- ② 総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えた場合、「課題研究等」の科目の履修そのものを行っていないことから、この場合の総合的な学習の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数に含めることはできない。

### (4) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

### (5) 言語活動の充実

生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

### (6) 通信制の課程における特例

総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

### (7) 評価

総合的な学習の時間の評価については、教科のように試験の成績によって数値的に評価せず、活動や学習の過程、報告書や発表などに見られる学習の状況や成果などについて、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを勘案して、適切に評価する必要がある。

## 6 特別活動の履修について配慮すべき事項

### (1) 改訂の要点

#### ① 目標の改善

- ・特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため、目標に「人間関係」を加えた。このことにより、集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義を明確にした。
- ・各内容についても、全体の目標を受けて各内容の目標を新たに示すことにより、それぞれの教育活動としてのねらいと意義を明確にした。

#### ② 各活動・学校行事の内容の改善

##### ・ホームルーム活動の改善

ホームルーム活動を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に、よりよい人間関係を築く力、協力してホームルームや学校の生活の充実・向上を図るとともに、生徒が当面する課題に主体的にかかわる態度の育成を重視した。また、活動内容について、「ホームルームや学校の生活づくり」、「適応と成長及び健康安全」、「学業と進路」の三つの内容から整理するとともに、社会的な自立を目指す教育活動を充実する観点から、内容項目の改善を図った。

##### ・生徒会活動の改善

生徒会活動を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視した。また、活動内容について、「生徒会の計画や運営」、「異年齢集団による交流」、「生徒の諸活動についての連絡調整」、「学校行事への協力」、「ボランティア活動などの社会参画」の5つを示し、活動の内容を明確にするるとともに、生徒の自発的、自治的な活動の充実を図った。

##### ・学校行事の改善

学校行事を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に、よりよい人間関係を築く力、公共の精神を養うこと、社会性の育成を図ることを重視した。学校行事の内容については、生徒の発達の段階を踏まえ、社会生活における役割の自覚と自己の責任についての意識を高め社会的自立を一層すすめる観点から、「勤労生産・奉仕的行事」について就業体験を重視するとともに、奉仕体験の意義を明確にした。また、本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動、文化の継承、創造に寄与する活動などを充実する観点から、「学芸的行事」を「文化的行事」に改めた。

#### ③ 指導計画の作成の改善

- ・全体計画及び年間指導計画の作成について明確に示した。作成に当たっては、「各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る」と加えた。
- ・指導計画の作成に当たって、ガイダンスの機能の充実を図るため、「特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。」を加えた。
- ・ホームルーム活動を中心とした特別活動の全体を通じた人間としての在り方生き方の指導の充実を図る観点から、「特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど」を加えるとともに、「総合的な学習の時間」についても特に関連を図ることを示した。

#### ④ 内容の取扱いの改善

- ・ホームルーム活動及び生徒会活動について、「内容相互の関連を図るよう工夫する」とともに、生徒の今日的な課題を踏まえ「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。」を加えた。
- ・ホームルーム活動及び生徒会活動の各活動内容に示した内容項目について、「入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。」を示した。
- ・学校行事の実施に当たっての配慮事項として、「入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること」を示すとともに、体験活動や言語活動の充実を図る観点から「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」を加えた。

## 第2章

# 教育課程の編成・実施にかかわる考え方

平成23年6月

鳥取県教育委員会

## 第2章 教育課程の編成・実施にかかわる考え方

教育課程の編成主体については、総則第1款の1において「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし」と示している。今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

### 第1節 教育課程編成の手順

#### 1 教育課程編成の手順

##### (1) 教育課程の編成の主体

- ① 学校において教育課程を編成するということは、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」(同法第62条の規定により高等学校に準用される第37条第4項)と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成。
- ② 各学校の教育課程は、学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切。
- ③ 校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要。
- ④ 今回の改訂において、「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。これは、教育基本法第2条(教育の目標)、学校教育法第51条(高等学校教育の目標)は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定していることを踏まえたものである。生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、今回の改訂により、各学校は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になった。

##### (2) 教育課程の編成の原則

- ① 教育課程の意義や教育課程の編成の原則など、教育課程の編成に関する基本的な考え方や方針を明らかにして、全教師が共通理解を図る。教育課程の編成の原則として
  - ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
  - イ 生徒の人間としての調和のとれた育成を目指すこと
  - ウ 地域や学校の実態を十分考慮すること
  - エ 課程や学科の特色を十分考慮すること
  - オ 生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮すること
- ② 教育課程編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、編成作業全体について共通理解を図る。
  - ア 生徒の実態把握
  - イ 教育目標・指導の重点の検討
  - ウ 年間学校行事計画の策定
  - エ 各教科・科目及び総合的な学習の単位数、特別活動の授業時数の検討
  - オ 教科書の選定

##### (3) 具体的な組織と編成作業日程を決めること

- ① 編成のための組織を作る。
  - ア これまでの教育活動の評価を積極的に行い、教育課題の洗い出しや新たな教育目標の設定などについて広範な検討を行う。
  - イ 保護者や地域社会・中学校の要望等を積極的に検討したり、教職員の協働への意欲を喚起したりする。
  - ウ 校内における研究的雰囲気醸成し、教育課程改善への関心と実施に向けての共通理解を高める。
  - エ 例えば学校評議員などの意見も参考にしながら、検討委員会を設け、教育課程実施の評価や改善のための方策などについて検討する。
- ② 編成のための作業日程を決める。

#### (4) 事前の研究や調査を行う。

- ① 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則、教育方針などを研究し理解する。
- ② 地域や学校の実態、生徒の心身の発達段階や特性等を把握する。また、保護者の要望や地域・中学校の期待等についても適当な機会を設定して具体的に把握する。このために各種の実態調査を行う。
- ③ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。

#### (5) 学校の教育目標を明確にすること

- ① 学校の教育目標は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも、各学校が当面する教育課題の解決を目指すものとして設定することが必要である。
- ② 各学校の設定する教育目標は、評価基準となりうるような具体性を有することが重要である。例えば、学校内外の生活を通して、生徒自身が生活や行動の目標となし得るような具体的な目標を設定することが必要である。

#### (6) 教育課程を編成すること

- ① 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開を目指す。

##### ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成

- ・各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能の活用を図る学習活動を行い、それを総合的な学習の時間を中心に行われている教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要。
- ・これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類できるものではなく、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、実際の学習の過程としては、決して一つの方向で進むだけではないことに留意する。

##### イ 学習意欲の向上や学習習慣の確立

- ・個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導の充実により分かる喜びを実感したり、観察・実験やレポートの作成、論述などの体験的な学習や知識・技能の活用を図る学習活動、職業や自己の将来に関する学習などを通して学ぶ意義を認識したりすることで学習意欲を高めることが求められる。
- ・小・中・高等学校を通じ、学習習慣を確立することは極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行うことが必要。

##### ウ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく図る

- ② 指導内容を組織する。  
必履修科目、選択科目、総合的な学習の時間、特別活動について、指導内容相互の関連と調和を図る。その際、中学校教育との関連も考慮する。
- ③ 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数、特別活動の授業時数等を定める。
  - ア 指導内容との関連において、各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数を定めるとともに、ホームルーム活動の週あたりの授業時数を定める。
  - イ 季節等の条件を考慮しながら、週あたりの授業時数を定める。
  - ウ 授業の1単位時間は50分を標準とするが、教科・科目の内容等に応じて、実施形態を工夫し、50分以外の設置も検討する。その際、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業(1,750分)を1単位とすることを計算の基礎とし、それを標準として計算された単位数に見合う学習時間量を確保すること。
  - エ 総合的な学習の時間の他に、創意工夫を生かした教育活動の時間についても配慮する。
- ④ 卒業までの履修単位数及び修得単位数を定める。
  - ア 学習指導要領の定めるところに従い、卒業までに履修すべき教科・科目及びその単位数を定める。
  - イ 生徒の負担過重を招くことがないよう留意して、卒業までに修得すべき単位数を適切に定める。

## 2 生徒の実態把握の工夫

### (1) 実態把握の方法

生徒の実態を把握するには、生徒の学習活動の過程や成果を資料として活用することはもちろん、健康診断・生活時間の調査・意識調査などを活用することが大切である。生徒の全般的な傾向を把握するものとして、アンケート調査がよく行われる。学習状況や理解の度合いを把握するには、学業成績関係資料が便利であるが、生徒の内面や生活の諸相を知るには、個人面談や作文などの方法も併用することが大切である。

また、外部の教育情報も、生徒の実態を多面的にとらえる手掛かりとなるので、日ごろから収集・分析し、活用に努めることが大切である。

### (2) アンケート調査

アンケート調査は、項目の作り方によって異なる結果を生じる場合があるので、作成には慎重さを要す。本調査の前に予備調査を行い、その結果をみて調査項目などに修正を加えることも必要である。

### (3) 希望調査

次のような項目について生徒の希望調査を行い、教育課程に反映させることが必要である。

- ① 希望する選択科目や講座(種類・内容等)
- ② 希望するコース・類型
- ③ 学習の習熟に合わせた授業の希望の有無
- ④ 希望する部活動
- ⑤ 希望するホームルーム活動など
- ⑥ 授業時間について

### (4) 学習の習熟程度の把握

日ごろから各教科・科目等における生徒の学習状況、特に、学習内容の習熟の程度に着目し、その実態を把握しておく必要がある。その分析結果により、学習習熟度別の学級編成も工夫することが必要となる場合もある。

### (5) 進路状況の検討

卒業生の進路の状況は、教育課程の編成上、考慮すべき重要な事項である。次のような事項について調査、検討することが必要である。

- ① 卒業後の進路先
- ② 卒業生の進路先での状況や要望などの把握
- ③ 卒業生の現状や課題の把握
- ④ 就職試験や大学入学試験などの結果の分析
- ⑤ 情報や課題を踏まえ、学校の解決すべき課題を明らかにする。

## 第2節 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

### 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

#### (1) 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

総則第1款の1において「個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と規定しているように、個性を生かす教育の充実は、高等学校教育において重要な考え方の一つとなっている。

今回の改訂においては、必履修教科・科目の最低合計単位数は従前と同様とするとともに、理科における必履修教科・科目の構成の弾力化を図ったり、共通性を確保する必要がある国語、数学、外国語及び保健体育以外の各教科においてはいわゆる選択必修の考え方を基本に設定していること(総則第3款の1)、学校設定教科・科目の設定が可能であること(総則第2款の4及び5)などにより、学校や生徒の選択の幅を確保している。これらのことは、次の点を明確にするものである。

- ① 生徒の興味・関心、進路等に応じ、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるようにすること。
- ② 今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じ、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る必要がある場合には、そのための学校設定科目等を設けるなどの工夫を促しており(総則第5款の3の(3))、こうした面においても個性を生かす教育の工夫が必要であること。
- ③ 高等学校における選択の幅の拡大や柔軟な教育課程編成が目的意識を欠き安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることのないよう、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう配慮が必要。

④ 類型における各教科・科目の配列に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた履修がなされるよう十分な配慮が必要。

## (2) 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

生徒の特性、進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためには、いわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

このことは、教育課程の類型を設ける場合にも重要であり、類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりすることが大切である。類型自体をあまり固定的なものにせず、生徒が自由に選択履修できる幅を設ける配慮を行うことが必要とされている。

## (3) 教育課程の類型

数種類の類型を設け、それに応じて生徒に各教科・科目を履修させる方式は、生徒に全学年を通して一定の計画の下に系統的・組織的に各教科・科目を履修させることができるが、その一方で類型は生徒の自由な選択を制限する一面をもっている。教育課程の類型をどのように設定するかは、生徒の特性、進路等に応じた適切な教育課程の編成となるよう各学校において工夫して決めることとなるが、次の点を配慮する必要がある。

- ① 類型を設ける場合にも、生徒の能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かすように配慮すること。
- ② 類型を設けるに当たっては、それぞれの類型において生徒の特性、進路等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目が有機的、系統的に構成されること。
- ③ 選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必履修教科・科目と選択科目とのかわりについて、学習の体系性や発展性が確保されるように配慮すること。
- ④ 適切なガイダンスを行うこと。

## 2 各教科・科目等の内容等の取扱い

### (1) 各教科・科目及び特別活動の指導

学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。

ただし、その場合には、各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

### (2) 学習指導要領の第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項

それぞれの内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、その順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。

したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

### (3) 多様な各教科・科目の生徒の選択履修の便や教育効果の向上に配慮した弾力的な授業開設

各教科・科目及び総合的な学習の時間の授業は特定の学期に行うことも可能であり、また、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である(総則第6款の1の(3))。

(例①) 2学期制をとるような場合、1学期にある科目を履修して単位の修得を認定し、2学期には別の科目を履修するということが可能。

(例②) 科目を1学期と2学期に単位ごとに分割して指導するような方法を組み合わせることが可能。

※科目の分割指導を行う場合、単位の修得についても分割して認定する場合には、1科目のある部分のみ単位の修得が認定され、他の部分については認定されないということがあり得る。

### (4) 1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときの単位の修得認定

1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することが原則とされていることに留意する必要がある(総則第6款の1の(3))。



#### (5) 学習指導要領第2章の各教科・科目の内容に掲げる事項の一部省略

学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。

#### (6) 「学校設定科目」、「学校設定教科・科目」の設置

地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程を編成するために、「学校設定科目」、「学校設定教科・科目」を設けることができる。この場合、その名称、目標、内容、単位数等については、関係する各科目の内容との整合性を図ること、当該教科の目標、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校において定めるものとする。

また、学校設定教科に関する科目として、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意して目標を設定した「産業社会と人間」を設けることができる。

##### ① 設置にあたっての留意点

ア 普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて20単位まで卒業に必要な単位数に含めることができることとしている。専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

イ 総合学科においては、「産業社会と人間」は、すべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとされており、標準単位数は2～4単位とすることとされている(総則第3款の3の(1))。

##### ② 設置の手続き

設置に当たっては、県教育委員会への届け出が必要である。次のような手順で行う。

ア 内容について県教育委員会事務局高等学校課指導係と事前協議を行う。(前年度の3月)

イ 指導係担当者と協議しながら、校内で研究を行う。(4月～10月)

ウ 研究の完了後、次年度教育課程申請等とともに届け出を行う。廃止する場合も、同様に届け出を行う。(10月)

エ 提出されたものを検討後に、「鳥取県立高等学校学校設定教科・科目一覧」として刊行する。(3月)

### 3 学校の創意工夫を生かし、調和のとれた指導計画の作成

#### (1) 各教科・科目等について相互の関連を図った発展的、系統的な指導

各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動、これらのすべての教育活動の成果が統合されて、学校教育の目標が達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るよう作成される必要がある。そのためには、各教科・科目等の相互の関連を図り、各教科・科目等との間の不要な重複を避け、指導の要点を明確にすることが必要である。

##### ① 同一教科内における各科目相互の関連

学習指導要領第2章及び第3章の各教科の中の各科目の「内容の取扱い」と「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において具体的に示されている。

##### ② 総合的な学習の時間と各教科・科目及び特別活動との関連

総合的な学習の時間の学習指導要領第4章に示された目標などについて、各教科・科目及び特別活動の目標や内容との関連を検討し、各学校の実態に応じた指導計画を作成する。その際、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題、探究的な課題、生徒の興味・関心、進路等に基づく課題などについて、生徒の特性等に配慮した学習活動が進められるように創意工夫を図る。

#### (2) 指導内容のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えた効果的な指導

各教科・科目の目標を達成するための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いの軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸長したり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画、すなわち、生徒が知的好奇心や探究心をもって自ら学び考える学習活動や、一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するよう、創意工夫を生かした効果的な指導計画を作成する必要がある。

#### (3) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする必要がある。

① 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設ける。

- ② 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する。
- ③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにする。なお、高等学校教育の目標は、義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について学び直しをし、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目的とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設することは、このような高等学校教育の目標に適合するものである。

**(4) 全教師が協力して学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の全体計画の作成**

道德教育の全体計画は、学校における道德教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて、道德教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。学校における道德教育は、全教育活動が有機的に関連し合っ進められなければならないが、その中軸となるのは、学校の設定する道德教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具体化する上で、学校として特に工夫し、留意すべきことは何か、各教育活動がどのような役割を分担するのか、家庭や地域社会との連携をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

**4 単位制の趣旨を生かした教育課程の編成**

**(1) 単位制の趣旨を生かした教育課程の工夫**

単位制は、修得単位の累積によって卒業を認定する制度であり、多様で弾力的な教育課程の編成を行うためには、このような単位制の趣旨を活用することが有効である。単位制の趣旨を生かして、学年を超えて履修できる科目を可能な限り多く設置することにより、生徒が自分の興味・関心、学習の仕方等に合わせて自らの学習計画を編成することが可能となる。

**(2) 単位認定の弾力化について**

**① 進級・卒業認定の弾力化**

学年制においては、各学年の課程の修了の認定は、単位制が併用されていることを踏まえ、その運用に当たっては、より弾力的な取扱をしていく必要がある。学年制を厳格に適用すると、進級や卒業の認定が厳格で融通のきかないものとなり、単位未修得科目が一つでもあれば原級留置の措置をとる場合も出てくる。生徒一人一人の個性を生かすという観点からすれば、画一的な学年制の運用は望ましいものとは言えない。このような趣旨から、学習指導要領では、一部の科目について単位未修得となった生徒を一律に原級留置とするのではなく、卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得すればよいという弾力的な運用への配慮を求めている。各学校においては、各学年の課程の修了及び卒業の認定に当たって、単位制の趣旨をより重視した弾力的な運用に配慮する必要がある。

**② 学校外における学修等の単位認定**

学校教育法施行規則等において、次のような学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている。

- ア 海外留学に係わる単位認定
- イ 学校間連携による単位認定
- ウ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定
- エ 技能審査の成果の単位認定
- オ ボランティア活動等の単位認定
- カ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定
- キ 別科において修得した科目に係る学修の単位認定
- ク 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定
- ケ 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

### (3) 履修と修得の区別

学年制と単位制の運用に当たっては、「履修」と「修得」を明確に区別して考えることが必要である。「履修」とは教科・科目の目標に到達すべく授業に参加し、授業を受けることをいう。これに対し「修得」とは、教科・科目を履修することにより教科・科目の目標に照らして満足すべき成果をあげることである。「履修」と「修得」は区別すべきものである。また、卒業までに「履修」させる各教科・科目及びその単位数を学校が定めるべきことは従来通りであり、「修得」は「卒業に必要な単位数(74単位以上)」を定めれば足りるものとされている。従って、各学校では卒業までに「修得すべき各教科・科目」について定めることまでは求められていない。また、従来から、学習指導要領において定められている必履修科目を生徒は履修しなければならないが、学習指導要領上はその科目を修得することまで求めてはいないことにも、留意すべきである。各学校においては、これらの趣旨を踏まえた、履修と修得の取扱いを行う必要がある。その際、履修する以上修得を目指すのは当然のことではあるが、履修した科目についてはすべて修得しなければ進級・卒業は認めないという学年制に偏った考え方を見直し、進級・卒業に当たっては、必修科目を含め必要な科目の履修は何らかの形で求めるとしても、修得については、修業年限内に学校で定める卒業に必要な単位数を修得できればよいという考え方をとることが大切である。

### (4) 原級留置と修得単位について

学年制をとる学校において、生徒が原級留置になった場合、内規等で、すでに修得した科目についても再履修しなければならないと定めることは社会通念上合理的な範囲内のものである限り差し支えない。しかし、高等学校は、学年制と単位制を併用していることから、その生徒と学校との在学関係が終了した場合には、その生徒が元の学年において履修し、修得の認定も可能であった科目・単位は、認定されたものとして取り扱うのが適当である。

### (5) 転学・編入学の弾力的取扱い

転学や編入学を希望する生徒の受入を円滑にし、弾力的な取扱いができるような配慮も大切である。

## 5 職業教育に関して配慮すべき事項

### (1) 普通科における職業科目の履修

- ① 職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や望ましい勤労観・職業観の育成はすべての生徒に必要なものであり、急速な社会の変化に伴い、生涯にわたって職業生活に必要な知識や技術・技能の向上に努める必要性があり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に努める必要がある。
- ② 自己の在り方生き方や進路について考察する「産業社会と人間」は、どの学科においても取り組む必要があり、普通科においても、積極的に取り組むことが望まれる。
- ③ 普通科で履修させることが考えられる科目
  - 農業 「農業と環境」「草花」「食品製造」「生物活用」
  - 工業 「工業技術基礎」「製図」「情報技術基礎」「生産システム技術」
  - 商業 「ビジネス基礎」「ビジネス実務」「簿記」「情報処理」
  - 水産 「水産海洋基礎」「水産海洋科学」「海洋環境」
  - 家庭 「消費生活」「子どもの発達と保育」「子ども文化」「生活と福祉」「リビングデザイン」「ファッション造形基礎」「フードデザイン」
  - 看護 「基礎看護」
  - 情報 「情報産業と社会」「情報の表現と管理」「情報と問題解決」「情報テクノロジー」
  - 福祉 「社会福祉基礎」「介護福祉基礎」

専門的な知識と技術の習得を図るため類型を設けて履修させる場合と、各教科・科目を選択して履修させる場合があるが、発展的・系統的に学習できるように配慮する。

### (2) 職業学科における配慮事項

#### ① 実験・実習に相当する授業時数の確保(第1章第5款の4の(2)のア)

- ・職業教育は、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色がある。
- ・商業を除く職業学科においては、各教科の各科目の指導計画で、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当する。
- ・実験・実習には体験を通して知識理解に役立て技能を習熟させるという側面と、生徒の自発的・創造的な学習態度を育成する側面がある。
- ・実験・実習の時間は座学との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新たな内容の習得について配慮する。

## ② 生徒の実態に応じた配慮(第1章第5款の4の(2)のイ)

### ア 職業科目の選択

- ・各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択させる。
- ・生徒の実態等に応じて適切に科目を選択して履修させる。

### イ 職業科目の内容の取扱い

- ・基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱う。
- ・内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにする。

### ウ 指導方法の工夫

- ・実験・実習を通して体験的に学ばせる。

## (3) 就業体験の機会の確保

### ① 就業体験の機会の確保(第1章第5款の4の(3))

平成20年1月の中央教育審議会答申において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言された。

これを踏まえ、引き続き就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うとともに、普通科を含めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきとされた。

ア 就業体験の実施形態は、学校が主体となるものと企業等が主体となるものが考えられる。

#### ・学校が主体となるもの

各教科における「課題研究」、各科目の実習、総合的な学習の時間や特別活動の一環、学校設定教科・科目で取り組む。

#### ・企業が主体となるもの

企業等が主体となってプログラムを用意し、生徒が参加する。学校外における就業体験活動等の単位認定に当たっては、オリエンテーション、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が必要である。

イ 事前に企業等と意見交換等を行い、趣旨やねらいなどについて理解を求める必要がある。

- ・教育活動の一環として行われるものであり、アルバイトとは区別する。
- ・就職、採用活動とは直接結び付けられるべきものではない。
- ・安全の確保や事故の防止等に十分留意する。

## (4) 職業科目についての配慮事項

### ① 就業体験による実習の代替(第1章第5款の4の(4)のア)

従前は、現場実習をもって実習に代替できるのは各教科・科目の実習時間数の合計の10分の7以内としていたのを、就業体験を推進の観点から時間数の規定を削除した。

### ② ホームプロジェクト、学校家庭クラブ、学校農業クラブ(第1章第5款の4の(4)のイ)

ホームプロジェクトは、その各教科・科目の10分の2以内をこれに充てることことができる。学校家庭クラブ活動は、専門教科家庭科の「課題研究」等に位置付けられた教育活動であり、学校農業クラブ活動は専門教科農業科の「農業と環境」「課題研究」「総合実習」に位置付けられた教育活動であり、積極的に活用して学習の効果を上げるようにする必要がある。

### ③ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替(第1章第5款の4の(4)のウ)

#### ア 代替するための要件

- ・職業科目が教育課程に位置付けられていること。
- ・現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること。
- ・生徒の職業等における実務等がその各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること。

#### イ 代替の方法

- ・各教科・科目の増加単位として評価する。
- ・学校における履修の一部を免除する。

## 6 専門教育を主とする学科において配慮すべき事項

高等学校は、普通教育及び専門教育を施すことを目的としており、専門教育の中で職業に就くのに必要な職業教育も行っている。

平成 11 年の改訂では職業に関する各教科・科目については、社会の変化や産業の同校等に適切に対応し、将来のスペシャリストとして必要な専門性の基礎的・基本的な知識と技術を確実に習得させるよう内容を精選するとともに、実験・実習等の実際の、体験的な学習の充実が図られている。

従前は、職業学科について、特定の専門分野に細分化しすぎないように、その基幹的なものを標準的な学科として示していたが、平成 11 年の改訂から、地域性や社会の変化、産業の動向等を踏まえ、各設置者における創意工夫をこらした特色ある学科の設置が促進されるよう、標準的な学科については示されていない。

### (1) 学科の特色等に応じた教育課程の編成(第 1 章第 2 款の 3)

#### ① 専門教育に関する各教科・科目の改善

- ・「将来のスペシャリストの育成」「地域産業を担う人材の育成」「人間性豊かな職業人の育成」という三つの観点に基づき、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、食の安全、情報モラル・セキュリティ管理の重要性等、各種産業で求められる知識と技術、資質を身に付けさせる観点から、各教科の科目の構成や内容の改善が図られた。
- ・地域産業を担う人材の育成を重視する観点から、「商品開発」「マリンスポーツ」などが新設されたり、環境、エネルギーへの配慮等に対応する観点から、「水循環」「環境工学基礎」「水産海洋科学」などの科目が新設された。

#### ② 専門学科において原則としてすべての履修させる科目

- |          |                                                                                                                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業に関する学科 | 「農業と環境」「課題研究」                                                                                                                                                      |
| 工業に関する学科 | 「工業技術基礎」「課題研究」                                                                                                                                                     |
| 商業に関する学科 | 「ビジネス基礎」「課題研究」                                                                                                                                                     |
| 水産に関する学科 | 「水産海洋基礎」「課題研究」                                                                                                                                                     |
| 家庭に関する学科 | 「生活産業基礎」「課題研究」                                                                                                                                                     |
| 看護に関する学科 | 「基礎看護」「看護臨地実習」                                                                                                                                                     |
| 情報に関する学科 | 「情報産業と社会」「課題研究」                                                                                                                                                    |
| 福祉に関する学科 | 「社会福祉基礎」「介護総合演習」                                                                                                                                                   |
| 理数に関する学科 | 「理数数学Ⅰ」「理数数学Ⅱ」「課題研究」及び<br>「理数物理」「理数化学」「理数生物」「理数地学」のうちから 3 科目以上                                                                                                     |
| 体育に関する学科 | 「スポーツ概論」「スポーツⅤ」「スポーツⅥ」「スポーツ総合演習」<br>※「スポーツⅠ」「スポーツⅡ」「スポーツⅢ」「スポーツⅣ」については、これらの中から生徒の興味や適性等に応じて 1 科目以上を選択して履修。                                                         |
| 音楽に関する学科 | 「音楽理論」の内容の(1)(2)「音楽史」「演奏研究」<br>「ソルフェージュ」「器楽」の内容の(1)<br>※「声楽」の内容の(1)、「器楽」の内容の(1)から(5)、「作曲」の内容の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修。<br>※「声楽」の内容の(1)、「器楽」の内容の(1)から(5)までのいずれかを履修 |
| 美術に関する学科 | 「美術史」「素描」「構成」                                                                                                                                                      |
| 英語に関する学科 | 「総合英語」「異文化理解」                                                                                                                                                      |

#### ③ 各教科・科目の履修に関する専門学科の特例(第 1 章第 3 款の 2)

##### ア 専門学科の最低必修単位数

25 単位以上(従前どおり)

##### イ 普通科目の履修を専門科目の履修と見なす措置

(商業に関する学科)

外国語に属する科目について 5 単位まで(従前どおり)

(その他の専門学科)

専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、5 単位まで(従前どおり)

## ウ 専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

(例) 職業学科 各専門教科の情報に関する科目を「社会と情報」または「情報の科学」に  
家庭に関する学科 「公衆衛生」を「保健」に  
工業に関する学科 「デザイン技術」等を「工芸Ⅰ」に  
「工業数理基礎」を「数学Ⅰ」に  
看護に関する学科 「基礎看護」や「人体と看護」等を「保健」に

### ④ 職業学科における総合的な学習の時間の特例

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」「看護臨地実習」又は「介護総合演習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

## 7 総合選択制において配慮すべき事項

### (1) 総合選択制の意義・ねらいと現状

総合選択制は、高等学校教育の個性化・多様化を進めるために、従来のような学科の枠組みにとらわれず、生徒の多様なニーズや社会の変化に柔軟に対応することを目的として、普通学科及び専門学科において、所属する学科における学習を基本にししながら、その枠を超えて、生徒が興味・関心や進路希望等に応じて、主体的に希望する教科・科目を幅広く選択履修できるようにした制度である。

平成23年4月現在で、鳥取県には鳥取湖陵高等学校、倉吉総合産業高等学校、境港総合技術高等学校の3校が設置されている。

鳥取湖陵高等学校 (農業学科、工業学科、家庭学科、情報学科)

倉吉総合産業高等学校(工業学科、商業学科、家庭学科、情報学科)

境港総合技術高等学校(水産学科、工業学科、商業学科、福祉学科)

### (2) 総合選択制の実施にあたっての留意点

鳥取県教育審議会は、平成21年2月「次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある鳥取県高等学校教育の在り方について」(第二次答申)の中で、総合選択制について、「総合選択制の特徴である多様な選択科目について、選択科目の精選や、類型又は学科内選択科目をつくるなどの教育課程の工夫を行い、生徒の進路と関係づけたきめ細かい履修指導を行うことが肝要である。なお、複数学科の運営については、学科の垣根を越えて教職員間の共通認識ができていくかどうかによって成否が分かれるところであり、各学科が連携した取組を進めることにより、各産業に関するより幅広い見識を有する人材の育成を進めることが重要である。」と提言している。

なお、多様な選択科目の履修が、生徒の進路実現に有益なものとなるために、1年次で十分なガイダンスや履修に関する個別指導を計画的に実施したり、在り方生き方の教育を充実させたりして、社会の一員としての自覚を育む教育を行うことが大切である。

## 8 総合学科において配慮すべき事項

総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修し、総合的に施す学科である。平成3年4月の第14期中央教育審議会答申において、「普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科の設置」が提言され、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、普通科・専門学科に並ぶ新しい学科として、平成5年3月に設けられた。

### (1) 特色

① 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視すること。このため、在学中に自己の進路への自覚を深めさせる動機となるような科目を開設するとともに、生徒の科目選択に対する助言や就職希望者・進学希望者の双方を視野に入れた進路指導などのガイダンスの機能を充実すること。

- ② 生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にすること。このため、教育課程編成に当たっては幅広く選択科目を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択や実践的・体験的な学習を重視し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行うことができるようにすること。

## (2) 教育課程の編成

- ① 学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程とする。
- ② 教育課程における科目編成は、高等学校の必履修教科・科目、学科の原則履修科目、総合選択科目、自由選択科目により構成する。
- 総合選択科目群は、生徒にある程度のまとまりのある学習を可能とし、自己の進路の方向に沿った科目の選択ができるようにするため、体系性や専門性等において相互に関連する教科・科目で構成される科目群であり、複数開設する。
- 自由選択科目群は、総合選択科目群の性格とは異なる科目を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにする。
- ③ 学科の原則必履修科目は、「産業社会と人間」とする。
- ④ 「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を 25 単位以上開設する。

## (3) 「産業社会と人間」の取扱い

- ① 原則として入学年次に履修させる。
- ② 標準単位は 2～4 単位とする。
- ③ 人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中で自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成すること。

### ④ 指導事項

#### ア 職業と生活

各種企業や施設等の見学及び就業体験やボランティア活動、卒業生や職業人等との対話、発表や討論等を通して、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観を育成する。

#### イ 我が国の産業と社会の変化

先端的な工場や情報関連企業等の見学、技術者や海外勤務者等の講話、調査研究や発表・討論等を通して、我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化について考察する。

#### ウ 進路と自己実現

発表・討論、自己の学習計画の立案等を通して、自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成を行う。

## 9 定時制・通信制において配慮すべき事項

定時制の課程においては、勤労青年のほか、多様な入学動機を持つ者、生涯学習の一環で学ぶ者など、生徒の実態が多様化しており、また、通信制の課程においては、様々な事情で毎日通学することが困難であるなどの生徒の実態がある。このことを踏まえ、各学年への各教科・科目の配当を弾力化するなどの教育課程編成上の工夫や、個に応じた指導及び生徒の発達段階に即しながら生徒個々の能力・適性、興味・関心、さらには進路希望などの違いを勘案した指導が必要である。

### (1) 定時制の課程における週当たり授業時数等

定時制の課程における授業の週数・日数や時数の取扱いを弾力的に運用できるよう、定時制の課程における授業日数の季節的配分や週当たり又は 1 日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に配当するものとする。

なお、各学校においては、授業時数等を定める際、定時制・通信制の課程における修業年限を 3 年とすることもできることなどについて、十分配慮することが必要である。

### (2) 定時制課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例

定時制の課程について、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動について授業時数の一部を減ずることができる旨の規定は従前と同様であるが、今回の改訂により、定時制の課程において、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる旨を追加して規定している。「特別の事情がある場合」とは、一般的に言えば、生徒の勤務の実態、交通事情などである。

### (3) 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

職に就き現にその各教科・科目と密接な関係を有する生徒の実務等の体験を評価し、職業科目の履修の一部に代替できることを定めたものである。生徒の校外における実務等を職業に関する各教科・科目の履修の一部として評価するためには、次のような要件が満たされる必要がある。

- ① 職業科目が教育課程に位置付けられていること。
- ② 職業科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること。
- ③ 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること。

(代替の方法の例)

・生徒一人一人の職場における実務等の体験に応ずるよう、職業科目を網羅した教育課程を編成した上で、校外における実務等をそれらの各教科・科目の増加単位として評価。

・学校における履修の一部を免除。

(実務の内容、執務の状況等の把握の例)

- ・生徒からのレポート
- ・該当教科・科目の担任による職場訪問
- ・雇用主からの報告

### (4) 定時制及び通信制の課程における高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

- ① 生徒が在学中又は入学する前に、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目(旧大学入学資格検定により合格点を得た受検科目を含む)に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。
- ② 単位認定の対象とする試験科目の範囲や認定方法等は、各学校において適切に判断する必要がある。例えば、生徒が現に高等学校において履修中の科目を対象とするか、高等学校卒業程度認定試験においてどのような評点での合格を要件とするかなど、具体的な範囲や認定方法は、各学校の判断に委ねられている。
- ③ 平成17年度以降、定時制、通信制課程の生徒に加えて、全日制課程の生徒も受験可能となった。

### (5) 前籍校での単位修得

定時制・通信制では他校からの転入生及び中途退学者の入学の増加が見受けられる。そこで、前籍校において修得した単位の取り扱いを柔軟に対応する必要がある。

### (6) 定時制及び通信制課程における技能連携による単位認定

定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設(専修学校、職業能力開発校等)において教育を受けている場合に、高等学校の校長が、当該施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をとることにより、単位として認めるものである。この連携措置は、高等学校と技能教育施設との間で計画を定めて実施するものであり、働きながら学ぶ青少年に対し、より効果的に高等学校教育を提供することを目的としている。

(単位認定の対象)

対象は、職業に関する教科であり、認定単位数は卒業に必要な単位数の2分の1以内とする。

### (7) 定時制及び通信制課程の併修による単位認定

通信制課程の生徒が自校の定時制課程及び他校の定時制課程、通信制課程において科目の単位を修得した場合、又は定時制課程の生徒が自校及び他校の通信制課程において一部科目の単位を修得した場合、当該校長の定めるところにより、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができるものである。この定通併修による単位認定については、上限は設けられていない。

なお、定時制の課程の生徒が他校の定時制の課程において一部科目を履修する場合については、「学校間連携による単位認定」の制度によることとなる。

### (8) 通信制課程における教育課程の特例

- ① 通信制の課程の教育課程も、高等学校教育として原則として第1章総則の第1款から第6款までの適用を受けるものであるが、通信制の課程の教育方法が全日制・定時制の課程と異なるため、以下のような事項については適用を受けない。
  - ア 全日制・定時制の課程におけるような授業は原則として行われなため、授業時数等に関する第4款の適用は受けない。
  - イ 通信制の課程では類型に関する第5款の1の規定の適用を受けない。
  - ウ 職業科目の履修について、就業体験やホームプロジェクト等により授業時数の一部の代替を認めている第5款の4の(4)のア及びイの適用は受けない。



## ② 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

ア 通信制の課程の学習量は全日制・定時制の課程の学習量に相当するように添削指導の回数及び面接指導の単位時間数が定められている。

イ 各教科・科目の1単位当たりの添削指導の回数、面接指導の単位時間数は、標準を示すものであるため、ある程度上下に幅をもった回数、単位時間数を定めることができるが、添削指導、面接指導は通信制の課程で行う教育(以下、「通信教育」という。)の中心であり、また、全日制や定時制の課程とは異なり、教師が直接指導する機会も少ないことから、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要がある。

ウ 面接指導の授業の1単位時間については、各学校において適切に定める。

エ 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準を各学校が定める。

## ③ 専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

次のような点に配慮することが望ましい。

- ・専門教科・科目の標準単位数の設定が学科の特色、学校や地域の実態等によりその学校の設置者の定めるところとなっていること。

- ・生徒の従事する職業における実務等をもって、職業科目の履修の一部に代替できることとされていること。

## ④ 総合的な学習の時間の添削指導の回数等

卒業までに3～6単位を標準とし、各学校においては学校や生徒の実態に応じて適切に配当する。なお、通信制においては、標準単位数として3～6単位とし、その添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校における学習活動に応じて適切に定める。

## ⑤ 面接指導の授業の1単位時間

面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

## ⑥ ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

## ⑦ 特別活動の指導時間

特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導する。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

# 10 教育課程実施上の配慮すべき事項

## (1) 言語活動の充実

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実することが求められている。

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていく必要がある。

具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科において、小学校教育及び中学校教育を通じて、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動が例示され、高等学校教育では、討論、解説、創作、批評、編集などの言語活動が例示されている。また、各教科においても、

- ・「現代世界の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる」指導事項の新設(地理歴史「世界史A」)
- ・「論述したり、討論したりするなどの活動」の重視(公民「倫理」)

- ・「自らの考えを数学的に表現し根拠を明らかにして説明したり、議論したりする」といった数学的活動の充実(数学)
- ・「観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること」(理科)
- ・「筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習を充実」すること(保健体育「体育」)
- ・「楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動」の重視(芸術「音楽Ⅰ」)
- ・「作品について互いに批評し合う活動」の重視(芸術「美術Ⅰ」「工芸Ⅰ」「書道Ⅰ」)
- ・「子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い、他者とのかかわる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること」(家庭)
- ・「望ましい情報社会の在り方と情報技術の適切な活用」や「情報技術の進展と情報モラル」について「生徒が主体的に考え、討議し、発表し合うなどの活動」の重視(情報)

など、それぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されている。

また、外国語科において、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養い、総合的な学習の時間では、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」を重視し、特別活動では、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動」の充実が規定された。

なお、言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは、学校生活全体において配慮することが大切であり、各学校において生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心をもち、正しく美しい国語を用いるように指導していくことや、教師自身も言語に対する意識と関心をもって指導に当たることが必要である。

さらに、生徒の言語活動がより適正に行われるようにするためには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切である。学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、

- ・教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと
- ・校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること
- ・校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと
- ・適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること
- ・教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に使用されるよう配慮すること
- ・生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くこと

などに留意する必要がある。

## (2) 自己の在り方生き方に関する教育の充実

高等学校においては、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより(第1章第1款の2)」、道徳教育の充実を図ることとしている。

高等学校段階は、身体、生理面はもちろん、心身の全面にわたる発達が急激に進む時期である。また、義務教育の基礎の上に立って、自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を深め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自立を図ることが求められている。

### ① 自己の在り方生き方に関する教育について

これからの学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する観点から、生徒が自らの在り方生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意志と責任で自己の進路を選択決定する能力や態度を育成することが重要である。

また、今回の改訂においては、「キャリア教育を推進すること」を追加して示しており、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

### ② 実施上の配慮すべき事項

人間としての在り方生き方に関する教育においては、次の点に留意しなければならない。

## ア 生徒の人格の形成を目指す全体計画の作成

全校の教職員の共通理解と協力的指導体制によって、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的に行う。その際次の点に留意する。

- ・教職員の共通理解に基づいた指導方針と指導体制の確立
- ・中学校との相互理解と連携
- ・家庭、地域、関係機関との連携

## イ ガイダンスの機能の充実

一人一人の生徒が、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の在り方生き方などにかかわって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、相談活動などを学校として進めていくために、ガイダンスの機能の充実を図る。

ガイダンスの機能の充実にかかわる教育活動については、次のことに配慮する。

- ・入学時、新年度や新学期の開始時期においては、教師と生徒及び生徒間の人間関係形成、学校における諸活動の意義や集団生活の意義の理解等について指導・援助を充実する。
- ・各教科・科目や各種の学習活動の開始時期においては、学習活動のねらいや方法、より良い選択の仕方、学習意欲の喚起等について指導・援助を充実する。
- ・類型・教科・科目等の選択については、年間を通じて、計画的な指導を行なう。
- ・個々の生徒に対する相談活動を充実する。
- ・自己の適性や将来の生き方を視野に入れた主体的な判断に基づき各教科・科目や類型の選択を適切に行うことができ、その学習に真剣に取り組む意欲をもつことができるよう配慮する。
- ・進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮する。

## ウ 各教科、特別活動等における広く社会で活躍している人々の活用

体験的・問題解決的な学習を充実させ、生徒が教室での学習以外に、様々な人々との出会いや交流の機会を持ち、社会の現状を身をもって体験することを通して、より深く自己を見つめたり自己の進路について考えたりする機会を設ける。

- ・社会人講師の活用
- ・進路講演会・福祉講演会等の開催
- ・「産業社会と人間」などの科目の導入
- ・「総合的な学習の時間」の活用
- ・インターンシップ、学校見学、勤労体験、ボランティア活動などの機会の活用

## エ 就業体験の機会の確保

キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮する。その際次の点に留意する。

- ・学校が主体となっていく場合は、各教科における「課題研究」、各科目の実習、総合的な学習の時間、特別活動の一環、学校設定科目で取り組む。
- ・企業等が主体となっていくプログラムを用意し、それに生徒が参加する場合、学校外における就業体験活動等の単位認定(学校教育法施行規則第98条)に当たっては、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が必要である。
- ・就業体験の実施に当たっては、事前に企業等と意見交換等を行い、その趣旨やねらいなどについて理解を求めるとともに、就業体験は教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別される必要があること、就職・採用活動と直接結び付けられるべきものではないこと、安全の確保や事故の防止等に十分留意する必要がある。

## ③ 研修

在り方生き方に関する教育を実施するためには、教師自らが学校の外へ出かけて見識を広めたり、専門分野の熟達や資質向上のための研修を行うことが望ましい。

### (3) 基礎・基本の充実

近年、生徒の思考力・判断力・表現力、知識・技能を活用する問題や生徒の学習意欲に課題があるのではないかと指摘がある。確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

したがって、高等学校においては学校全体や各教科の中で、適正な指導目標の設定について十分な検討によって、学習内容の精選・充実を図る必要がある。

#### ① 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

学校や生徒の実態等に応じて、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図り、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにするために、ゆとりをもった単位配分や学年をまたがる分割履修などを念頭に置いた適切な指導計画に基づく教科・科目の編成を考える必要がある。

具体的には、次のような工夫が考えられる。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

#### ② 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れることにより、生徒の学習意欲の向上及び学習内容の確実な定着を図ること。具体的には、次のような工夫が考えられる。

ア 授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させたり、授業の最後に生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりする。

イ 生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを行う。

#### ③ わかる授業のための工夫改善

各教職員が指導方法や発問内容を工夫改善するとともに、生徒の学習状況に応じてきめ細かに対応できる指導形態をとることが必要である。

#### ④ 基礎学力の定着のための適切な反復練習と教え込み

生徒にしっかりした基礎学力をつけさせるためには、生徒の学ぶ意欲を大切にしながら主体的な学習が重要であるが、必要に応じて、学習の中に反復練習を取り入れるとともに、適切な教え込みも取り入れた授業を行うことも重要であり、それを踏まえた教育課程や指導計画が求められる。

### (4) 学校・生徒の実態に応じた学習指導方法の工夫

#### ① 指導体制の確立及び個に応じた指導の充実(第1章第5款の5の(6))

各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが求められている。

##### ア 指導体制の確立

高等学校では、課程、学科が様々で、生徒の特性、進路等に対応するための類型や選択科目の配当等が多様であり、各学校ではその環境や教職員の構成、施設・設備などがそれぞれ異なっているが、それらに応じて最も効果的な指導体制を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。

##### イ 個に応じた指導の充実を図るための指導方法や指導体制の工夫改善

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、個別指導やグループ別指導等といった学習形態の導入、教師の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成、繰り返し指導など、学校や生徒の実態に応じ、学校や教師が自らその工夫改善に取り組むことが大切である。

「弾力的な学級の編成」については、学習内容の習熟の程度に応じて適切に指導するために、学校の実情と生徒の実態に即し、特定の教科・科目ごとに授業の集団を異にしたり、ある一定の時期に編成替えを行ったりして生徒の習熟度を一層高めるよう、弾力的、流動的に行うものである。

学習習熟度別学級の編成に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

- ・学習習熟度別学級編成の趣旨を正しくとらえ、生徒の学習内容の習熟の程度の実態に即し、学校規模、教員構成、施設・設備などについて十分検討すること。
- ・生徒に主体的に学級を選ばせるような指導をするなどして、一人一人の生徒が自己の学習習熟の程度をより高めようとする意欲をもつようにし、十分にその趣旨が生かされるよう留意すること。
- ・学習内容の習熟の程度を的確に把握する方法の工夫と、日常の学習状況の観察とにより、個々の生徒の学習習熟の程度や学習意欲等を把握するとともに、生徒に対しては、その趣旨やねらいについて十分な理解を図り、個別指導を行うなどの配慮をすること。その際、保護者の理解協力が得られるよう、事前の配慮を要する場合もあると考えられること。
- ・生徒の努力により学習習熟度が高まった場合など、その程度に応じた学級に編入できるよう、学期ごと、学年ごと等において学級の編成替えが考えられること。

また、学習習熟度別学級の指導に当たっては、それぞれの科目内容の習熟度を高め、意欲を喚起するための、各学級の実態に即した適切な教育の方法についての配慮が必要である。各学級ごとの具体的な学習の目標、学習の内容、学習の進度、教科・科目の評価・評定等については、習熟の程度の差や科目の特質を踏まえて判断するものであり、慎重な検討を要する。これらについては、全教師の共通理解と生徒への周知徹底に関して十分な配慮が必要である。

### ② 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項(第1章第5款の5の(7))

学習の遅れがちな生徒については、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫することが求められている。

指導に当たっては、学習内容の習熟の程度と、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなどの実態とを十分に把握した上で、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位(総則第2款の2のただし書き)、必履修教科・科目の単位数の一部減(総則第3款の1のただし書き)、各科目・科目の内容の選択(総則第5款の2の(4))などの方法を活用し、生徒の実態に即して、適切に行う必要がある。

### ③ 障害のある生徒の指導における配慮事項(第1章第5款の5の(8))

障がいのある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められている。

障がいのある生徒を指導するに当たっては、まず、生徒の障がいの種類と程度等を的確に把握しておく必要がある。生徒の障がいには、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)などがある。

次に、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。例えば、

- ・弱視の生徒についての保健体育科における球技の指導や理科等における観察・実験の指導
- ・難聴や言語障がいの生徒についての国語科における音読の指導や芸術科(音楽)における歌唱の指導
- ・肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導
- ・LD(学習障がい)の生徒についての国語科における書き取りや数学科における計算の指導、外国語科における読み書きの指導
- ・ADHD(注意欠陥多動性障がい)や自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導

などの配慮が必要である。

このため、特別支援学校や医療・福祉・労働などの業務を行う関係機関と連携を図り、障がいのある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、個別の指導計画を作成するなどして、教職員の共通理解の下に、きめ細かく適切な指導を行うことが大切である。

また、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。例えば、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関などと連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられる。

なお、学習上の配慮を要する生徒については、その能力・適性、興味・関心、性格などの特性や進路希望を踏まえつつ、多様な観点から生徒をとらえて、その可能性を見いだしたり、能力等の一層の伸長を図るように努めたりすることが大切である。

#### ④ 海外から帰国した生徒などの指導(第1章第5款の5の(9))

海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うことが求められている。

生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

海外から帰国した生徒や外国人の生徒の中には、日本語の能力が不十分であったり、我が国とは異なる学習経験を積んでいたりとする場合がある。したがって、日本語の習得については、日常的な取組を基本としつつ、特に文字の読み書きについて、段階的、効率的な指導を工夫することが必要であり、また、各教科・科目等の指導に当たっては、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することを基本としながらも、生徒の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導など、最も適した方法を選択し、学習の成果が上がるように努めることが大切である。

なお、言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる不適応の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該生徒の在留国に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かく接するとともに、当該生徒を取り巻く人間関係を好ましいものにするようホームルーム経営等において十分配慮する必要がある。

また、生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫しながら、外国での体験や外国で身に付けたものの見方や考え方、感覚や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科・科目等の学習に生かすようにするとともに、他の生徒の学習にも生かすようにすることが大切である。

### (5) 指導の評価と改善

#### ① 学習評価の改善に関する基本的な考え方について

ア 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要である。その上で、新しい学習指導要領の下における学習評価の改善を図っていくためには、以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要である。

- ・きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。
- ・新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- ・学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

イ 学習評価における観点については、新しい学習指導要領を踏まえ、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」に整理し、各教科等の特性に応じて観点を示している。設置者や学校においては、これに基づく適切な観点を設定する必要がある。

ウ 高等学校における学習評価については、引き続き観点別学習状況の評価を実施し、きめの細かい学習指導と生徒一人一人の学習の確実な定着を図っていく必要がある。

エ 障がいのある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障がいのない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではないが、児童生徒の障がいの状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要である。

#### ② 効果的・効率的な学習評価の推進について

ア 学校や設置者においては、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、組織的に学習評価に取り組むことが重要である。

イ その際、学習評価に関する情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により指導要録等に係る事務の改善を検討することも重要である。なお、法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能である。

ウ 国の評価規準等の評価の参考となる資料等を参考にし、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要である。

## (6) 就業やボランティア活動にかかわる体験的な学習

体験的な学習の指導については、生徒を取り巻く生活環境の変化の中で、生徒の社会的な体験の機会が減少している状況を踏まえ、社会の構成員としての自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、学校教育を地域社会に開かれたものにし、地域との連携を強めることを趣旨としてきた。今回の改訂においても、この基本的な趣旨を変えず、従前と同様に「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」を適切に行うこととし、それらを通して、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図るべきことと示している。

また、このような体験的な活動は、高等学校段階の生徒にとって、自分と社会のかかわりに対する理解と認識を深め、生徒が自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要であり、体験的な学習の指導がより具体性をもって、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動においてさらに充実するよう進めることが大切である。

### 【期待される学習効果等】

#### ① 就業体験(インターンシップ)

- ア 職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となる。
- イ 学校における学習と職業の関係についての理解を促進し、学習意欲を喚起する。
- ウ 自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や高い職業意識が育成される。
- エ 教師や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、異世代とのコミュニケーション能力が向上する。

#### ② ボランティア活動

- ア 社会の一員であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを考えることができる。
- イ 社会に貢献するというだけでなく、自分自身を高めることができる。
- ウ 自分が価値のある大切な存在であることを実感する。
- エ 他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範を学ぶことができる。
- オ 国際協力、環境保全、少子高齢社会への対応など、様々な社会問題に対する生徒の問題意識を広げたり深めたりする。

### 【教育課程上の位置付け】

各学校が教育課程を編成するに当たっては、下記のような教育課程上の位置付けが考えられる。

#### ① 各教科・科目の中で実施する場合

- ア 職業に関する各教科の「課題研究」等の中で産業現場等における実習を行う。
- イ 家庭科における、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流、ボランティア活動への参加をする。
- ウ 職業に関する各教科・科目における実習を、各教科・科目の内容に直接関係のある就業体験により代替する。
- エ 定時制・通信制課程において、職業における実務等を各教科・科目の履修の一部に代替する(実務代替)。
- オ 就業体験やボランティア活動を行う学校設定教科・科目を設定する。
- カ 学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設け、就業体験等を実施する。

#### ② 特別活動で実施する場合

- ア 学校行事において、勤労生産・奉仕的行事を行う。
- イ 学校行事において、幼児・高齢者・障がいのある人々などと触れ合う。
- ウ ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事でボランティア活動を行う。

#### ③ 総合的な学習の時間における学習活動として実施する場合

ボランティア活動・就業体験などを通じ、自己の在り方生き方や進路について考察する。

#### ④ 学校外における就業体験やボランティア活動に対して単位の修得を認定する場合

- ア ボランティア活動・就業体験等を科目の履修とみなし、関連する既存の科目の増加単位として修得を認定する。
- イ 学校外活動に単位を認定するための独自の学校設定教科・科目を設ける。

### 【体験的な学習の教育効果を高める工夫】

#### ① ねらいを明確に設定(主なねらいは下記のとおりである)

- ア 勤労の尊さや創造することの喜びを体得する。
- イ 望ましい勤労観や職業観を育成する。
- ウ 職業生活、社会生活に必要な知識・技術の習得及び創造的な能力や態度を育成する。
- エ 啓発的経験を促し、進路意識を伸長する。
- オ 社会の構成員として共に生きる心を養い、社会奉仕の精神を涵養する。

#### ② 地域や学校の実態に応じた入学年次から卒業年次までを見通した指導計画の作成

## (7) 道徳教育

### ① 高等学校における道徳教育の考え方

知識基盤社会の時代において、生きる力の理念はますます重要となっていることから、今回の改訂では、引き続き各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指すこととし、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

豊かな心の育成については、家庭や地域の実態(教育力の低下)を踏まえ、学校における道徳教育の充実を重視している。

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

高等学校においては、生徒の発達段階に対応した指導の工夫が求められることや、小・中学校と異なり道徳の時間は設けられていないこともあり、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

また、道徳教育を進めるに当たっては、生徒の内面に根ざした道徳性を養うこととのかかわりにおいて道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。

### ② 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨

高等学校においては、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより」、道徳教育の充実を図ることとしている。

高等学校段階の生徒は、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観、価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていく。このような発達段階を考慮し、人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる。

また、いくつかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づいて選択するということが、主体的に判断し行動するということである。社会の変化に主体的に判断し行動しうるためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしく、よりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準、判断基準は、生徒一人一人が人間としての在り方を問うこと(具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めること)を通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。

以上のことから、人間としての在り方生き方に関する教育においては、次のことを留意する必要がある。

- ・教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまらない。
- ・人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導計画や方法を工夫する。
- ・就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視する。

### ③ 道徳教育の目標

総則第一款の2に示された学校における道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。

なお、道徳教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであり、道徳教育の役割が道徳性の育成にあることを明示している。

また、今回の改訂においては、改正教育基本法を踏まえ、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊」ぶこと、「他国を尊重」すること、「環境の保全に貢献」することについて記述を加えている。

#### 道徳教育の目標(ポイント)

ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

イ 豊かな心をはぐくむ

ウ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

エ 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

オ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

キ 道徳性を養う

(※「道徳性」とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすもの)



#### ④ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行う。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、「特別活動」には、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視する。

#### 【中核となる教科等の目標との関連】

##### ① 公民科

科目「現代社会」

- ア 科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させる。
- イ 倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図る。

科目「倫理」

- ア 人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深める。
- イ 課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求する。

##### ② 特別活動

よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動を充実する。

#### 【各学科に共通する各教科等の目標との関連】

##### ① 国語科

- ア 国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、道徳教育を進めていく上での基盤となる。
- イ 思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。
- ウ 言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度の育成につながる。

##### ② 地理歴史科

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することにつながる。

##### ③ 数学科

- ア 生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成に資する。
- イ 数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資する。

##### ④ 理科

- ア 自然の事物・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながる。
- イ 目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な自然観を育成することは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度を育てることに資する。

##### ⑤ 保健体育科

- ア 運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成に資する。
- イ 集団でのゲームなど運動をすることを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力するなどの態度が養われる。
- ウ 健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながる。

## ⑥ 芸術科

ア 芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊敬することにつながる。

イ 芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資する。

## ⑦ 外国語科

外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながる。

## ⑧ 家庭科

ア 生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながる。

イ 家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとする事につながる。

## ⑨ 情報科

情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながる。

## ⑩ 総合的な学習の時間

自己の在り方生き方を考えることができるように、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動を例示している。

## (8) 国際理解教育

### ① 国際理解教育の意義・ねらい

国際化・情報化がますます進展する今日、国際社会に生きる日本人としての自覚に立ち、外国の生活や文化を理解し、諸外国の人々と隔てない心で接し、互いに尊重し、積極的かつ豊かに交流し、国際社会の平和と発展に貢献することのできる資質や態度を養うことが求められている。そのためには、我が国や郷土の歴史や伝統・文化に対する理解を深め、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくことが大切である。また、単に理解するだけでなく、国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成することも大切である。

### ② 指導上の留意事項

国際理解教育は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などのいずれを問わず、学校の教育活動全体の中で推進されるべきものである。特別活動や総合的な学習の時間だけでなく、各教科等においても、自国や外国の歴史・文化の理解と尊重、地球的視野と多様なものの見方、人間尊重と共に生きるという考え方、表現力・コミュニケーション能力といった国際理解教育の要素を意識して指導することが重要である。教科における学習と総合的な学習の時間等との関連を常に意識するなど、各教科等を相互に有機的に結びつけながら、授業に広がりや深まりをもたらすことが重要である。

なお、その際、貴重な実践経験をもつ学校の外部にある組織、留学生や地域に住む外国の人々や帰国子女との交流の機会を積極的に設けることが大切である。

#### ア 直接的な異文化体験の重視

異なる文化・生活・習慣をもつ同年代の若者との交流活動は、異文化を直接体験し、国際理解を深め、国際性を養うという点で大きな意義をもつ。ホームルーム活動において、外国での生活経験をもつ地域の人や国際貢献を担う人々の体験談などを聞いて話し合ったり、留学生など外国の人々との意見交換や交流会などを実施する、学校間交流を推進し、姉妹校提携や親善交流を一層深める、海外研修旅行を実施し、異文化を直接体験する機会を設定することが大切である。また、外国からの留学生を積極的に受け入れたり、地域での行われる国際交流活動へ参加するなど、身近な国際交流を進めることも大切である。

なお、海外研修旅行については、単なる施設、史跡名勝への訪問やお仕着せの交流活動にとどまることのないよう、目的の明確化や事前の準備学習、交流活動の意味づけなどを十分に行い、体験が学びの深まりにつながるような活動として充実を図る必要がある。

## イ 外国語学習

外国語の学習においては、コミュニケーションの手段として国際社会に実際に通用するよう、「聞く」「話す」「読む」「書く」の能力をバランスよく育成するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することが重要である。また、英語以外の外国語を積極的に導入することが望ましい。なお、外国語指導助手(A L T)等の「ネイティブ・スピーカーなど」の協力を得て行うティーム・ティーチングなどの授業において、豊かな言語活動を行うとともに、外国人とできるだけ多く触れ合う機会を設け相互の理解を深めることにより、国際理解を推進することが大切である。

## ウ 高校生留学の促進

高校生の留学や海外研修旅行は、その後の国際交流活動の拡大につながるなど国際性の涵養に大きく寄与するものである。生徒自身の留学に関する理解の向上を図るとともに、留学の意義の周知、留学情報の提供などにより教員や保護者の理解を深めることが大切である。なお、留学により一定期間外国の高等学校で学んだ後、帰国した生徒にも、帰国後の学校生活への適応に配慮する必要がある。

## エ 海外から帰国した生徒の指導等

海外から帰国した生徒や外国人の生徒は、日本の生徒が経験しない外国での貴重な生活体験をもっており、外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人だけでなく、他の生徒の学習にも活かすようにすることが大切である。

また、これらの生徒の受入れに当たっては、一人ひとりの実態を的確に把握し、学校生活への適応を図らなければならない。

## (9) 情報教育

今回の改訂において、情報活用能力を育成するため、「各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する」ことを示している。

### ① 共通教科「情報」

情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報や情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てることを目標としており、高等学校における情報教育の中核を担う。

### ② 他の各教科・科目等での指導

- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を含む情報活用能力の育成するため、積極的に実施していくこと
- ・共通教科情報科と各教科・科目等が相互に関連を図ることが重要であり、指導における連携や協力を留意すること。

### ③ 高等学校段階における学習活動

中学校段階までの基礎の上に、次のような情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実させることが必要である。

- ・自ら課題を設定して課題の解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集する学習活動
- ・収集した情報の客観性・信頼性について考察する。
- ・様々な情報を結び付けて多面的に分析・整理したり新たな情報を創造したりする。
- ・相手や目的に応じて情報の特性をとらえて効果的に表現・発信する。
- ・課題の解決のための情報及び情報手段の活用について過程や結果を評価し改善する。

### ④ 情報モラル

インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ、情報モラルについて指導することが必要である。情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。次のような学習活動などを通じて、中学校段階の基礎の上に、情報モラルを確実に身に付けさせ、新たな問題に直面した場合でも適切な判断や行動がとれるようにすることが必要である。

- ・ネットワークを利用する上での責任について考えさせる。
- ・ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる。
- ・知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる。
- ・トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる。
- ・基礎的な情報セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる。
- ・健康を害するような行動について考えさせる。

上記のような学習活動において、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、子どものインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要である。なお、携帯電話の利用の問題に関しては、学校において、家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。

#### ⑤ 指導体制の充実

視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

#### ⑥ ICT環境整備

校内のICT環境の整備に努め、生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。なお、生徒が安心して情報手段を活用できるよう、学校においては情報機器にフィルタリング機能の措置を講じたり、情報セキュリティの確保などに十分配慮したりすることが必要である。

### (10) 人権教育

鳥取県では、同和教育が確立してきた原則や教訓を基底に位置づけながら、国際社会で共有されている人権教育の原則に立脚し、人権教育のめざすものとして「人権を尊重する人間を育てる」「本来持っている能力を発揮して自己実現を図る」「人と人が豊かにつながり、共に生きる」を掲げている。これらの実現のために、特定の授業に限らず学校の教育活動全体を通じて、「人権としての教育(だれもが等しく教育を保障される)」「人権が尊重される教育(人権が大切にされた環境で学ぶ)」「人権についての教育(人権や人権問題について学ぶ)」の3つの側面から総合的に取り組むことが重要である。

取組の推進にあたっては、人権に関する知的理解(知識)と人権感覚(技能・態度)を結びつけ、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる人権意識を育むことが大切である。そのため、生徒に育てたい資質・能力を「知識」「技能」「態度」の3つの観点から明確にし、バランスよく育てることが重要である。また、(条約や法を通して)いつでもどこでも誰にでも保障されるべき人権を理解する「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」と、身の回りで起こっている人権問題の実態に目を向ける「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」の両者を合わせて人権意識を高めることが大切である。

(人権教育推進のポイント)

- ① 様々な角度から生徒の実態を把握し、教育課題を明らかにしながら人権教育全体計画を作成する。全体計画では人権教育目標のもと、卒業時まで育てたい資質・能力(知識・技能・態度)を明確にし、到達目標として意識化を図り、適切に評価し、継続的に取組の改善を図る。
- ② 「人権としての教育」の側面においては、生徒の教育の機会を保障し、社会的自立に向けて基礎学力や自己決定力を育成し、進路の保障を進めることが大切である。
- ③ 「人権が尊重される教育」の側面においては、生徒が安心して学べるよう施設・設備を整えとともに、生徒同士、生徒と教職員の間の良好な人間関係を築くことが大切である。
- ④ 「人権についての教育」の側面においては、人権の内容や個別の人権問題についての学習を進め、権利回復や課題解決の方法を身につけさせるようにすることが大切である。
  - ・学習内容は、生徒の実態から見える課題と整合性を持たせ、育てたい資質・能力を明確にした上で、できるだけ生徒の身近な問題から発し、発達段階に応じて広く社会の中にある問題へと視野を広げるようにし、生徒が主体となる授業を組み立てる。
  - ・授業では教科等の目標を達成することを第一義的に大切にす。例えば特別活動のホームルーム活動では、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てるために、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が直面する諸課題への対応に資する活動を行う中に、人権や人権問題を位置づける。

- ・個別の人権問題を扱う際には、地域の実情や生徒の発達段階などを踏まえつつ、様々な人権課題から、身近な課題、生徒が主体的に学習できる課題、心に響く課題を選び、特定の人権問題の理解だけに終わらず、人権の普遍性に照らして、誰のどの権利が侵害されているのかを明らかにし、解決の方法を考えられるようにする。また、生徒や保護者等の中に、取り上げた人権課題の当事者が存在する可能性を常に想定し、新たな差別や偏見を生み出すことのないよう、個人情報の取扱いとともに十分に配慮する。
- ・「協力」「参加」「体験」を中核に置いた指導方法を工夫し、体験を振り返り、生き方を考え、生活に生かせるようにする。
- ・授業研究会等を通して授業の改善を図る。

⑤ 学校公開を積極的に行うなど保護者等との信頼関係の構築に努め、関係機関との連携を図る。

#### <参考>

「鳥取県人教育基本方針」鳥取県教育委員会 平成16年11月(平成23年第一次改訂予定)

「人権教育のてびき(学校教育編)」鳥取県教育委員会 平成18年3月

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」文部科学省 平成20年3月

「人権教育における実践と評価」鳥取県教育委員会 平成21年4月

「鳥取県人権施策基本方針(第二次改訂)」鳥取県 平成22年11月

## (11) 環境教育

### ① 環境教育の意義と視点

環境問題は、地球環境問題から都市・生活型公害問題まで、現代文明と生活様式の在り方にかかわる、極めて幅の広い問題である。そのため、環境問題に対応するには、地球規模で協調した取組を行うことと、社会経済システムや生活様式の在り方を環境への負荷が少ないものへ変革することが重要である。そして、一人一人が全地球的な視野を持つと同時に、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、自然と共生し、身近なところから具体的な行動を進めることが極めて重要な課題となっている。

環境教育の実施に当たっては、子どもたちが、豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や環境に対する関心等を培う《環境から学ぶ》、環境や自然と人間とのかかわり、さらには、環境問題と社会経済システムの在り方や生活様式とのかかわりについて理解を深める《環境について学ぶ》、そして環境保全や環境の創造を具体的に実践する態度を身に付ける《環境のために学ぶ》という、3つの視点が重要である。

### ② 環境教育の留意点

各学校においては、環境教育はますますその重要性を増していくとの認識の下に、学校や地域の特色などを生かした具体的な取組を積極的に進めていく必要がある。

その際、特に留意すべき点は次の点である。

ア 環境問題が学際的な広がりを持った問題であり、各学校において環境教育を進めていくに当たっても、各教科、特別活動などの連携・協力を図り、学校全体の教育活動を通して取り組んでいくこと。

イ 環境や自然と人間とのかかわりについて理解を深めるとともに、環境や自然に対する思いやりやこれらを大切にすることを育み、さらに、自ら率先して環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育成することが大切だということ。

ウ 環境教育においては体験的な学習が重視されなければならないということ。また、環境問題が地球全体の問題であることから、インターネットなどの情報通信ネットワークの活用も有意義なことと考えられる。

さらに、環境教育が総合的・横断的な特色を持ったものであることから、学校や地域の実態等に応じ、「総合的な学習の時間」などを活用した特色ある取組も望まれる。

そして、より充実した環境教育を行っていくためには、社会人講師導入事業などの活用により、環境問題に実際に携わっている自然保護の関係者や研究者等の社会人を幅広く学校に受け入れることなども考えられる。

また、高等学校などにおいて幅広く環境配慮活動に取り組むための「鳥取県版環境管理システム(T E A S)認定制度(Ⅱ種)」の認定に向けた取組みなども推進していく。

## (12) 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

### ① 家庭や地域社会との連携

学校は、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。次のような点に留意することが必要である。

- ・教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくこと。
- ・高等学校では、就業体験の機会の確保(総則第5款の4の(3))を図るためにも、産業界等とも十分に連携すること。
- ・各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域、産業界等の人々に説明し理解や協力を求めたり、家庭や地域、産業界等の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かしたりすること。
- ・家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ること。
- ・家庭や地域社会における生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育的な機能が総合的に発揮されるようにすること。

### ② 学校相互の連携や交流

学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、幅広い連携や交流が考えられる。

(例)

- ・近隣の学校や同一の課程を有する学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設置。
- ・合同の研究会や研修会を開催。
- ・中学校との間で相互に生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深める。
- ・大学との連携。
- ・近隣の学校との学校行事、部活動、ボランティア活動などを合同で実施。
- ・自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問。
- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した交流。
- ・特別支援学校などとの交流。

### ③ 障がいのある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習

生徒が障がいのある幼児児童生徒などとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。

(例)

- ・学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習。
- ・文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習。

### ④ 高齢者との交流

都市化や核家族化の進行により、日常の生活において、生徒が高齢者と交流する機会は減少している。交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくみ、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。

(例)

- ・授業や学校行事などに地域の高齢者を招待。
- ・高齢者福祉施設などを訪問。
- ・高齢者の豊かな体験に基づく話を聞き、介護の簡単な手伝いをするなどといった体験活動。

### ⑤ 単位の認定

他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携(学校教育法施行規則第97条)、ボランティア活動や就業体験などの学校外活動に対する単位認定(同第98条、平成10年文部省告示第41号)が制度化されており、こうした取組を積極的に進めていくことが期待される。

## 第3章

# 専門教育に関する 各教科・科目の標準単位数(基準)

平成23年6月

鳥取県教育委員会

### 第3章 専門教育に関する各教科・科目の標準単位数(基準)

鳥取県学校管理規則第9条の規定により、高等学校学習指導要領第1章総則第2款の3及び特別支援学校高等部学習指導要領第1章総則第2節第2款第1の3の表に掲げる各教科・科目の標準単位数を次のとおり定める。

#### 第1節 高等学校

##### 設置者の定める標準単位数

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
農 業	農 業 と 環 境	2～6	農 業	動物バイオテクノロジー	2～6
	課 題 研 究	2～6		農 業 経 済	2～6
	総 合 実 習	4～10		食 品 流 通	2～6
	農 業 情 報 処 理	2～6		森 林 科 学	2～8
	作 物	2～8		森 林 経 営	2～6
	野 菜	2～8		林 産 物 利 用	2～8
	果 樹	2～8		農 業 土 木 設 計	2～6
	草 花	2～8		農 業 土 木 施 工	2～6
	畜 産	2～8		水 循 環	2～6
	農 業 経 営	2～6		造 園 計 画	2～10
	農 業 機 械	2～6		造 園 技 術	2～8
	食 品 製 造	2～8		環 境 緑 化 材 料	2～6
	食 品 化 学	2～6		測 量	2～8
	微 生 物 利 用	2～6		生 物 活 用	2～6
植物バイオテクノロジー	2～6	グリーンプライフ	2～6		

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
工 業	工 業 技 術 基 礎	2～4	工 業	建 築 計 画	3～8
	課 題 研 究	2～4		建 築 構 造 設 計	3～8
	実 習	6～12		建 築 施 工	2～5
	製 図	2～8		建 築 法 規	2～4
	工 業 数 理 基 礎	2～4		設 備 計 画	3～6
	情 報 技 術 基 礎	2～4		空 気 調 和 設 備	4～8
	材 料 技 術 基 礎	2～4		衛 生 ・ 防 災 設 備	4～8
	生 産 シ ス テ ム 技 術	2～6		測 量	3～6
	工 業 技 術 英 語	2～4		土 木 基 礎 力 学	4～8
	工 業 管 理 技 術	2～8		土 木 構 造 設 計	2～4
	環 境 工 学 基 礎	2～4		土 木 施 工	3～6
	機 械 工 作	4～8		社 会 基 盤 工 学	2～4
	機 械 設 計	4～8		工 業 化 学	6～8
	原 動 機	2～4		化 学 工 学	3～6
	電 子 機 械	4～6		地 球 環 境 化 学	2～6
	電 子 機 械 応 用	2～4		材 料 製 造 技 術	4～6
	自 動 車 工 学	4～8		工 業 材 料	4～6
	自 動 車 整 備	4～8		材 料 加 工	4～6
	電 気 基 礎	4～6		セ ラ ミ ッ ク 化 学	2～6
	電 気 機 器	2～4		セ ラ ミ ッ ク 技 術	2～6
	電 力 技 術	4～6		セ ラ ミ ッ ク 工 業	2～6
	電 子 技 術	4～6		織 維 製 品	4～6
	電 子 回 路	4～6		織 維 ・ 染 色 技 術	4～6
	電 子 計 測 制 御	4～6		染 織 デ ザ イン	2～6
	通 信 技 術	2～6		イ ン テ リ ア 計 画	4～6
	電 子 情 報 技 術	2～4		イ ン テ リ ア 装 備	4～6
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 技 術	2～6		イ ン テ リ ア エ レ メ ン ト 生 産	4～6
	ハ ー ド ウ ェ ア 技 術	4～8		デ ザ イン 技 術	4～6
	ソ フ ト ウ ェ ア 技 術	2～6		デ ザ イン 材 料	2～4
	コ ン ピ ュ ー タ シ ス テ ム 技 術	2～8		デ ザ イン 史	2～4
	建 築 構 造	2～6			



教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
商業	ビジネス基礎	2～4	商業	簿記	2～4
	課題研究	2～4		財務会計Ⅰ	2～4
	総合実践	2～4		財務会計Ⅱ	2～4
	ビジネス実務	2～4		原価計算	2～4
	マーケティング	2～4		管理会計	2～4
	商品開発	2～4		情報処	2～4
	広告と販売促進	2～4		ビジネス情報	2～4
	ビジネス経済	2～4		電子商取引	2～4
ビジネス経済応用	2～4	プログラミング	2～4		
経済活動と法	2～4	ビジネス情報管理	2～4		

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
水産	水産海洋基礎	4～6	水産	移動体通信工学	4～8
	課題研究	3～6		海洋通信技術	4～10
	総合実習	6～12		資源増殖	4～10
	海洋情報技術	2～6		海洋生物	3～8
	水産海洋科学	2～4		海洋環境	2～8
	漁業	4～7		小型船舶	2～6
	航海・計器	5～8		食品製造	6～12
	船舶運用	6～10		食品管理	4～12
	船舶機関	4～12		水産流通	2～6
	機械設計工	3～6		ダイビング	2～4
電気理論	4～10	マリンスポーツ	2～4		

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
家庭	生活産業基礎	2～4	家庭	ファッション造形	4～10
	課題研究	2～4		ファッションデザイン	5～14
	生活産業情報	2～4		服飾手芸	2～4
	消費生活	2～4		フードデザイン	2～6
	子どもの発達と保育	2～6		食文化	1～2
	子ども文化	2～4		調理	2～14
	生活と福祉	2～4		栄養	2～4
	リビングデザイン	2～6		食品	2～4
	服飾文化	2～4		食品衛生	2～4
ファッション造形基礎	2～6	公衆衛生	2～4		

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
情報	情報産業と社会	2～4	情報	データベース	2～6
	課題研究	2～4		情報システム実習	4～8
	情報の表現と管理	2～4		情報メディア	2～6
	情報と問題解決	2～4		情報デザイン	2～6
	情報テクノロジー	2～4		表現メディアの編集と表現	2～6
	アルゴリズムとプログラミング	2～6		情報コンテンツ実習	4～8
	ネットワークシステム	2～6			

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
福祉	社会福祉基礎	2～6(4)	福祉	介護総合演習	2～6(3)
	介護福祉基礎	2～6(5)		介護実習	4～16(13)
	コミュニケーション技術	2～4(2)		こころとからだの理解	2～12(8)
	生活支援技術	2～12(9)		福祉情報活用	2～4(2)
	介護過程	2～6(4)			

※ 福祉系高等学校(介護福祉士養成校)では、( )内の単位数以上で実施する。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
理数	理数数学Ⅰ	4～6	理数	理数化学	3～12
	理数数学Ⅱ	7～12		理数生物	3～12
	理数数学特論	3～6		理数地学	3～12
	理数物理	3～12		課題研究	1～2

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
体育	スポーツ概論	2～3	体育	スポーツⅣ	3～9
	スポーツⅠ	3～9		スポーツⅤ	1～3
	スポーツⅡ	3～9		スポーツⅥ	2～3
	スポーツⅢ	3～9		スポーツ総合演習	2～3

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
音楽	音楽理論	3～6	音楽	声楽	3～6
	音楽史	3～6		器楽	3～6
	演奏研究	3～6		作曲	3～6
	ソルフェージュ	3～6		鑑賞研究	3～6

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
美術	美術概論	2～4	美術	ビジュアルデザイン	4～12
	美術史	2～4		クラフトデザイン	4～12
	素描	2～12		情報メディアデザイン	2～10
	構成	2～6		映像表現	2～10
	絵画	4～12		環境造形	2～4
	版画	2～6		鑑賞研究	2～6
	彫刻	4～12			

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
英語	総合英語	4～14	英語	異文化理解	3～6
	英語理解	4～8		時事英語	3～6
	英語表現	4～8			

## 第2節 特別支援学校高等部及び特別支援学校専攻科

### 1 特別支援学校高等部

#### (1) 特別支援学校(視覚障がい)高等部保健理療科の科目

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
保健理療	人体の構造と機能	6～11	保健理療	地域保健理療と保健理療経営	1～2
	疾病の成り立ちと予防	4～6		保健理療基礎実習	6～10
	生活と疾病	4～6		保健理療臨床実習	5～10
	医療と社会	1～3		保健理療情報活用	2～3
	基礎保健理療	3～6		課題研究	1～3
	臨床保健理療	4～6			

#### (2) 第2節の1に掲げる教科・科目以外の専門教育に関する各教科・科目

特別支援学校の高等部の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数は、2の1(1)の表に掲げるもののほかは、高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数を準用する。

ただし、生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数が2単位である必修教科・科目を除き、その単位数の一部を減じることができる。

### 2 特別支援学校専攻科

#### (1) 特別支援学校(視覚障がい)専攻科理療科の科目

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
理療	人体の構造と機能	10～15	理療	地域理療と理療経営	2～3
	疾病の成り立ちと予防	4～6		理療基礎実習	10～18
	生活と疾病	4～6		理療臨床実習	8～10
	医療と社会	2～3		理療情報活用	1～3
	基礎理療学	6～10		課題研究	1～3
	臨床理療学	10～14			